

第 12 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	自動車塗装ブース 等一式	熊本市中央区世 安一丁目7番3 9号 大井産業株式会 社熊本営業所	実習機器として 使用するため	118,800,000 円

(提案理由)

熊本県立高等技術専門校において使用する実習機器として、財産を取得する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。